

令和5年

総務委員会

6月27日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和5年6月27日

午後1時05分 開会

午後1時36分 閉会

1. 出席委員

委員長	郷右近 修	副委員長	中堀 りゅういち
委員	岡島 ゆみこ	委員	林 ゆきひろ
委員	月岡 修一		
議長	鵜飼 貞雄		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅井 俊一	議事課長	深草 広治
議事課長補佐 兼議事担当係長	寺島 慎二	庶務担当係長	福田 悦子

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
行政経営部長	小串 真美	教育部長	高木 安司
公共施設管理課長	中田 勝次	財政課長	浦 倫彰
学校教育課長	秋永 亘正		

5. 傍聴議員

青木 けんじ	鈴木 智和	浅井 たかお	こんどう のぶお
近藤 ひろひで	服部 龍一	いとう ひろし	武谷 としお
毛 受 明 宏	三浦 桂司	一色 美智子	堀内 ちほ
清水 義昭	ふじえ 真理子		

6. 傍聴者

2名

午後1時5分開会

○総務委員長（郷右近 修議員） ただいまから総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、お疲れさまでございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は1議案でございます。慎重な審査をいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

続いて、議長より御挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（鵜飼貞雄議員） 皆様、お疲れさまです。

本日の補正ですが、緊急性を要する議案でございますので、慎重並びに迅速な審議をよろしくをお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

それでは、これより会議を開きます。

皆さんにお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には御出席いただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（郷右近 修議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合には、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようよろしくお願いいたします。また、反問を終了するときにも意思表示を明確にされますようよろしくお願いいたします。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 資料要求をお願いしたいです。

○総務委員長（郷右近 修議員） 林委員より資料請求がございました。

資料請求の内容はどのようなものでしょうか。

○林 ゆきひろ委員 今回、栄調理場の屋根の改修ということで、今現状がどのようなになっているのか、雨漏り等の状況が分かる写真等、そういった資料をお願いしたいです。

○総務委員長（郷右近 修議員） 資料請求が林委員からございました。

当局にお尋ねします。今の資料について用意することはできるでしょうか。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 二、三分お時間をいただければ御用意できます。よろしいでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 二、三分で用意ができるということでした。

皆さんにお諮りいたします。本委員会としてただいまの資料請求をすることに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○総務委員長（郷右近 修議員） 全会一致でございます。

それでは、当局において資料の準備をよろしくお願いいたします。

では、資料配付まで暫時休憩でよろしくお願いいたします。

午後 1 時 8 分休憩

午後 1 時 1 1 分再開

○総務委員長（郷右近 修議員） それでは、休憩を解き、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

では、議案第59号 令和5年度豊明市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者から説明を求めます。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） まずは今お配りをさせていただきました資料についての御説明をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○公共施設管理課長（中田勝次君） ありがとうございます。

表面、裏面とはちょっと記載してないんですが、表側を外の写真、屋根の上が写っている写真が上に2枚あるやつ、これが表面として御覧ください。紙は横向きにしていただくと幸いです。

まず、前置きとして申し上げますが、数枚の写真の右上に6番とか4番という番号が書かれていますが、これは今回の資料請求には特に意味をなさないものでございます。

それでは、表面の上段2枚、栄中学校の敷地内より栄調理場の屋根上を撮影したものでございます。相当数補修の跡がうかがえますが、これは過去に数回にわたり修繕を行ったものでございます。表面、その下の2枚、下段の2枚は少々不鮮明ではありますが、調味料等保管庫、食品の保管庫内の漏水状況を栄調理場の職員が撮影したものでございます。

裏面の説明をいたします。

裏面は全て大きい調理室の中の特に食缶や配膳コンテナの置場スペースの漏水状況でございます。こちらも少々不鮮明ではございますが、天井板に勾配がついているということと壁の隙間から漏水をし、配膳のコンテナに付着をしていたということを知っております。この写真ではもう既に配膳コンテナの付着は拭いた後、どけてからの写真のようですからなかなか不鮮明で分かりにくいので申し訳ございませんが、そのような話を伺っております。

以上で配付資料の説明を終わりたいと思います。

では、引き続き、補正予算書の御説明をいたします。

まず、歳出より御説明をいたしますので、補正予算書の7ページ、8ページをお開きください。

2款 総務費、1項7目4 公共施設管理事業は、右の説明欄、栄調理場屋根防水改修工事費1,067万円は、先日の台風2号の影響による大雨の際に屋根から漏水が生じ、調理や食品保管をつかさどる部屋にそれぞれ複数の漏水が確認され、早急に屋根の防水改修を行う必要があるためでございます。

同じく歳入になりますので、予算書6ページをお開きください。

同じく補正予算書4ページ、第2表 地方債補正の欄にも記載がありますが、こちらの6ページで御説明をさせていただきます。

下の段、21款 市債、1項1目 総務債の8 調理場整備事業債、右の説明欄になります。栄調理場改修事業960万円は、歳出で説明をいたしました栄調理場屋根防水改修工事費に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

引き続き6ページをお願いいたします。

上段となります。18款 繰入金、1項1目 財政調整基金繰入金107万円は、このたびの

補正予算の一般財源となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 まず、本会議で8か所、そういう雨漏り等あるというふうでお聞きしたんですが、この8か所というのは屋内から見て8か所なのか、屋根側から見てなのか。今回頂いた資料で見ると、その8か所というのはどこのことなのかというのを説明をお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） まず、8か所というのは屋内からでございまして、今回の写真において、申し訳ないです、省かせていただいたんですが、残りの箇所は事務室内や委託をしています委託業者の休憩所というか、事務室、あとは配膳の車をつけるサービスヤード、いわゆる車庫ですが、そちらの部分の漏水というの也被まれています。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

岡島委員。

○岡島ゆみこ委員 水漏れの箇所が8か所になっていますけど、これ以外の、例えば横に吹きつけた雨とかで1年以内に新たな水漏れの場所が見つかった場合はこの補償内で修理とかはしてもらえるんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 当然、工事の契約約款に、昔は瑕疵担保と言いましたが、今は契約不適合責任と言います。その保証期間において、今回の工事範囲、施工の範囲が起因とする、いわゆる不調、不良というのが明確である場合は当然補償の対象となります。それ以外はまた別の原因ということが考えられますので、本補償対象からは外れます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回、全面の屋根の改修ということなんですけども、先ほど、そういった8か所ということで水漏れしている箇所が分かっているのであれば、そこを修繕すればもっと安くできるんじゃないかなと思うんですけど、なぜ屋根のほう全面にされたんですでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 今回の漏水があった後に屋根のほうに上りまして実際の防水の状況を確認しました。そうしますと、もう何十か所、数十か所という部分の亀裂というものが屋根に散見というか、点在していました。どれが今回の全ての原因かというのがはっきりしません。これだけ過去修繕をしてきて、まだこれだけの、ここ数年に修繕してきた中でこういう亀裂がまだ入っているということは、今後、それほどたまたまいうちにまた亀裂が増えていく、そういうことを総合的に勘案しまして、全面にこのまま放置しておく影響が出るのではないかという判断をしまして、今回、全面防水ということにしております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 あと、今回、随意契約でということでお聞きしたんですけども、これはたしか緊急性があつて入札の時間等取れないというようなお話だったと思うんですが、本当に入札ができる時間はないのかということと入札にかかる期間、いつからいつ、スケジュールとしてなぜ緊急性があつて随意契約じゃないといけないのかというところ、もう少し説明をお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） まずは現場が実際に作業できる日にちというのが学校の給食の関係がもちろん一番です。これが7月20日が今回終業式、9月1日が始業式と伺っております。現在は始業式、終業式当日、ないし前日までは給食があるというのがもう今は常識的というか、普通になっております。給食が終わった後に5日間ほどは当然、

建物の中の消毒や清掃作業というのが前後にあります。ということは、夏季休業が40日あったとしても間の30日ぐらいしか実作業ができない。その中にはお盆休みというの也被まれます。そういうことがまず1つ大きな原因。

入札の問題なんです、実際これは防水工事で指名競争入札というのが一般的に予定を通常の場合はされてるんですが、これでやりますと、通常のスケジュールですと7月25日、下旬ぐらいが契約になってきます。そうしますと、現場に入れるのが8月の初旬、天候等、夏も台風も多いものですから、なおかつ炎天下の中の屋上の作業でございます。作業員の安全ということも当然考慮しますと、全体的に総合的な勘案をさせていただいて今回緊急の随意契約ということをご予定させていただいております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 すみません、ちょっと聞き漏らしちゃったかもしれないけど、工事の期間はいつ、何日間で取ってるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 先ほども御説明しましたが、実質的に予定としては7月の二十五、六あたりから8月20日ぐらいまでで終わらせて、検査等終わって25日、下の清掃、いわゆる開始前の清掃が入る前には現場は引き揚げたいという予定をしております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

月岡委員。

○月岡修一委員 質疑にならんかもしれませんが、こういう建物の場合の雨漏りは水が天井裏の中で走っとるんですよ。亀裂がある……。

○総務委員長（郷右近 修議員） 月岡委員、マイクを近づけて御発言いただけませんか。

○月岡修一委員 亀裂があるから、その真下に必ず水が落ちるという構造にはならないということだと。したがって、どの部分を走ってるか分かりませんが、こういう8か所ぐらい、ここに写ってる五、六か所ということは、同じようなところから漏れて、その水道を走ってる可能性が非常に高いなと思うんですね。したがって、どういう工事がまだ頭

の中で分かりませんが、全体的にそう厚くやらない。まして、この既存の防水を剥がすこともしないですね。このままの中でやるわけですね。これ、吹きつけですか、手塗りですか。どういう施工なんですか。そこをまず教えてください。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 今回は手塗りを予定しております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

月岡委員。

○月岡修一委員 吹きつけという選択はできないわけですか、施工上。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 材料の仕様によっては吹きつけをできる工法もございます。現に、ちょっと話がそれてしまいますが、過去、文化会館の金属屋根の勾配がついているようなところは垂れ流れてしまうので、ああいうところは吹きつけですぐ固まるというものをやりますが、今回は平らなところということと、やはり近隣にも住宅等もございまして、吹きつけして何か影響があってははいけませんので、その辺りのバランスを考えて今回は今のところ手塗りということを予定をしております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 また、この保証期間も少ない4年間の中で、今年、例えば防水の手直しをして来年の春先にまた漏ってしまったと言われては元も子もないので、この図面で見ると勾配がかなり低いです。少ないですよ、水流れがね。ですから、吹きつけるような雨に対しては非常に弱いと。普通に上から降ってくる雨ならば順当に流れるんでしょうけど、ほとんどこれだけの屋根の面積ですと、風が舞って吹きつけるというような雨だと、当然ながら亀裂の入ったところからどんどん吸い込んでいっちゃうので、相当漏れてるかなという気はします。

吹きつけですけど、よほど業者にその趣旨を説明してやらないと、現場の監督さんたちは、分かりました、そうやってやりますと言っても、実際施工する者がよく理解してやってくれないと。はっきり言って、こうやってやればいいんだと、1回、2回こすっておけばいいんだというやり方されたら、また天候の加減では下の既存の材料が起き上がってきて塗ったものをめくると、そういう可能性が高いんですよ、防水は。ほとんど防水の場合

はそういう2次作用で雨漏りをつくってしまう。中のゴムのようなものになってしまったものが降雨によってまた上がってきて、せっかく塗ったものも引っ張ってしまうのでひび割れする。肉眼で見とっても分からないような状況でも水がどんどん入ってしまう。

ですから、こういう緊急の事態ですからやらなきゃいけないと思いますけど、施工の仕方をよっぽど厳しく注意してやっていただかないといけないし、恐らく水が走っているということは、天井だけじゃなくて、立ち上がりの周りの端、壁、こういったところからの染み込みが多いのかなという気がします。立ち上がってますよね、屋根が。これはどういう構造が知らない、換気のためなのか分かりませんが、こういう節々がやっぱり一番危険だなという気はしていますので、そういったところをよっぽどしっかりと指導しないと、また1年、2年後に、あのとき、あれだけ言ったのにまた漏ってきたのということになりかねませんので、僕はそういう工夫をしないといけないのかなと思いますね。

多分、普通の人が見ても水漏れがここだという断定はできないです。何か所もあって、それで、屋根勾配の角度によってその下を走ってきますから、鉄骨の上を走りますから、水は。だから、そこからまた突っ張り棒とか、そういった丸棒の上でも走ってきますからね、水は。都合のいいところで落ちて、一定のところずっと同じところに落ちて、天井やその他を汚していると。だから、もうその水道が決まっているので、本来は天井裏をちょっとのぞいていただきながらやってもらうものも本当は必要なんでしょうけど、多分やらんでしょ、そんなことは、恐らく。水道を確認するなんてしないでしょね、業者が。

いいです。とにかく私が申し上げたいのは、もう雨風で上から真下に降る水じゃなくて、吹き荒れるような雨風で確実に水が漏れていると思いますので、そういった施工方法によほど注意を払うことと、立ち上がりの部分、屋根から立ち上がっている部分の周り、柱の周りというのは肉眼で見ても分からないような状況ですけど、極端に言ったらサッシの間からでも入り込んでくる可能性が高いので、これ、屋根の部分と立ち上がり……。

○総務委員長（郷右近 修議員） 月岡委員に申し上げます。質疑はどのような中身でしょうか。

○月岡修一委員 立ち上がりの部分ですね。屋根の部分と立ち上がるじゃないですか。その部分の塗装はどうされるんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） お答えいたします。

ちょっと鮮明ではないんですが、こちらの表の上段の外の写真の立ち上がっているところ、先ほど委員おっしゃるとおり換気のものでございまして、ここの中に少し見にくいん

ですが、サッシのところは今回の施工範囲じゃないんですが、サッシのところまで少し小さい立ち上がりがあるんですが、これは御覧いただいたとおり同じようなグレーというか、防水層ですので、当然、今回の防水層である立ち上がりの部分は同様に施工いたします。先ほどおっしゃられた、当然、傷がついて亀裂が入っているところからまた新しい防水をすると剥がれてくるという可能性はあります。全ての傷を対応していると、大小ありますので何とも言えませんが、大きいものは、少々大きいものとか、膨れがあるようなところは、当然、今回でも切開をして処理をしてから次の施工に当たる予定であります。

以上です。

(以上で質疑を終わりますの声あり)

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの話で、契約日が7月の下旬になってしまう理由というのは何でしたっけ。なぜ下旬になってしまうんですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 契約につきましては、指名競争入札となった場合は、最短でその契約期間等の期日を確保しても7月下旬頃の契約になるというところでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もうちょっと詳しくお聞きしたいんですけど、入札公告の期間、緊急を要する場合ってたしか短縮できるかと思うんですけども、そういうのを使っても下旬になってしまう、その辺りの理由をお願いします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 今回はそのような契約期間の選択肢の中で、台風シーズンに間に合う、次の給食期間に間に合う方法が先ほど公共施設管理課から説明をした方法だということで判断したところでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 予算金額、見積りを取ったということなんですけども、これは何者見積りを取られていますか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 複数です。2者から聴取しております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 その見積りを取った会社というのはどのような会社を選んでいるのかということと、今回の事業者はその見積りを取ったところから選ぶというふうに理解していいですか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） いずれも防水工事で登録をしている業者ということと、値段を見ながらその業者のいずれかからを随時契約として予定をしております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回、90%の起債でされてますけども、これはなぜ起債をされているのか。交付税措置というのがどれぐらいあるんでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 今回の起債の交付税措置率は30%となっております。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それと、この起債のほかの一般財源の部分ですけども、給食センターは教育施設なので教育基金が活用できるんじゃないかなと思うんですけど、なぜ財調を

活用されたのでしょうか。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） 事業に当たっては負担をどういった年度に求めていくかというところがありますので、財政調整基金にしているということは、今年度の方々の負担分は財政調整基金だというふうに考えているところでございます。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

鵜飼議長。

○鵜飼貞雄委員 すみません、関連して、今回この財調を切り崩した後の金額を教えてください。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 倫彰君） お答えいたします。

今回の取崩し後の財政調整基金は、まず数字を棒読みいたします。23億9,251万2,000円となります。

以上です。

○総務委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） では、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。ございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 先ほどの質疑の続きになっちゃうかもしれませんが、簡単なような仕事ですけど、単純な仕事ですけど、よほど注意をしていただかないと同じような経緯をたどると思いますよ。水はそんなに甘くないです。ですから、業者が本当に絶対水を食い止めるというような気持ちでやっていただかないと、どうもはけ塗りというのがちょっと気になるのは、どうしても手で塗った場合と吹きつけの違いは、吹きつけは圧力である程度のところまで食い込んでいきますけど、はけは表面だけしか入っていかないの、それが一番心配だなということと、それと、構造から見ると、排水、ドレンパイプの水たまり、中田さん、注意してください。これがあふれてる可能性もあるので、いつまでも水が抜けなくて屋根の上にとどまっているという可能性もあるので、何か所かあるドレンは全部きれい

にしておかなくちゃいけないと、そういったこともやっていただいて、中田課長が全責任を持って現場を仕切るというぐらいの気持ちでやっていただきたいなと思います。

そういったことで、子どもたちの大事な給食を作っていただく場所ですので、2学期に間に合うようにしていただくことと、清潔、安全面を最優先するためにもこういったことを絶対起こさないということで頑張ってもらいたいと思います。

以上です。賛成とします。

○総務委員長（郷右近 修議員） 賛成ですね。

ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） では、討論を終結し、採決に入ります。

議案第59号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたします。

お諮りいたします。委員会報告書については私に御一任願えるでしょうか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、ありがとうございました。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後1時36分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長